

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月5日

香川県知事 浜田惠造

## 香川県規則第2号

### 香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者のうち県内の<u>学校等</u>（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する<u>中学校、高等学校、特別支援学校の中学校部若しくは高等部、大学、高等専門学校又は専修学校</u>をいう。以下同じ。）を卒業し、又は修了したものの数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者のうち県内の<u>学校等</u>を卒業し、又は修了したものの数の平均が5人以上であること。</p> <p>イ 略</p> <p>(4)～(9) 略</p>	<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設（コールセンターを除く。以下この号において同じ。）次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者のうち県内の<u>高等学校等</u>（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校をいう。以下同じ。）を卒業し、又は修了したものの数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者のうち県内の<u>高等学校等</u>を卒業し、又は修了したものの数の平均が5人以上であること。</p> <p>イ 略</p> <p>(4)～(9) 略</p>

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第4条第3号ア(イ)の規定は、この規則の施行の日以後に行われた香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第3条第3項の規定による申請について適用し、同日前に行われた同項の規定による申請については、なお従前の例による。